

企業成長のための人材育成支援事業（中小企業大学校派遣補助金）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人材の育成により中小企業の成長を促進し、もって本市の経済の活性化に資するため、中小企業が役員又は従業員に中小企業大学校の研修を受講させる費用の一部を補助することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2） 中小企業大学校 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が運営する中小企業大学校をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱に定める補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の事項に該当する場合は、補助の対象としない。

- （1） 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- （2） 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前号に該当する者のあるもの
- （3） 市税の滞納がある者。ただし、市税の滞納について、市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由があるものとして、そのものの申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについてはこの限りではない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の補助対象事業は、補助対象者が中小企業大学校人吉校が実施する研修にその受講料全額を負担し、市内の事業所に勤務する従業員（経営者を含む）を受講させる事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の事項に該当する場合は、補助の対象としない。

- （1） 国又は他の地方公共団体その他の者から補助を受けているもの
- （2） 補助金の交付決定の日より前に研修の受講料の支払いを行ったもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象経費は、補助対象者が中小機構に対して直接支払う受講料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、一の年度において一補助対象者につき10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施の30日前までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 納税確認同意書（様式第4号）
- (4) 法人登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 研修の内容及び受講料が分かる書類
- (6) 会社案内等事業の概要が確認できる書類
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金等交付決定書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で、当該事業計画を変更し、又は取下げようとするものは、補助事業計画（変更・取下げ）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 研修受講料の支払いを証する書類
- (3) 研修修了証書の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書（規則様式5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき
 - (5) 補助金の交付決定を受けた会計年度内に補助対象事業を完了できないとき
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。